

平成29年9月29日

萱島 夏子 様
(他34名様)

千代田区議会

議長 松本 佳子



企画総務委員会に送付された陳情書の論議結果について

提出いただいた陳情書については、8月31日の当委員会において論議され、下記の結果となりましたので報告いたします。

記

- 送付29-4 明大通りの街路樹の保存を求める陳情
- 送付29-5 CO₂を削減する街路樹の生存を求める陳情
- 送付29-6 明大通りプラタナス伐採に係わる住民説明会開催を求める陳情
- 送付29-8 明大通り街路樹の保存と地域説明会開催を求める陳情
- 送付29-10 歩道拡幅工事（明大通り）の早期再開を強く求める陳情
- 参考送付 明大通りの象徴であるプラタナス並木の伐採中止と保存を求める陳情
- 参考送付 明大通りの風景を形作る街路樹の保存を求める陳情
- 参考送付 明大通りの街路樹の保存を求める陳情

【論議結果】

上記の陳情8件を一括して審査しました。

まず、区から明大通りⅠ期工事に関するこれまでの経緯・経過について以下の説明がありました。

「明大通りは、歩行者に優しい道づくりを主眼に、歩道拡幅・バリアフリー、環境への配慮を施す整備計画で、昨年の6月に契約をした。7月から、町会や沿道住民に工事PRを行い、苦情のないまま8月に着手したところ、街路樹伐採の中止を求める陳情を受けたことで、工事を一時中止した。10月17日の委員会における陳情審査において、区道の街路樹については、安全安心を基本に、計画的に樹木医の診断を行い、維持管理等に取り組むこと等の一定の整理がなされた。それを受けて、区としては、一旦立ちどまり、樹木の調査と取り扱いを検討することとした。11月16日、第36回神田駿河台地域まちづくり協議会において、この整備概要と工事中止の経緯の報告をした。

本年2月24日、第37回神田駿河台地域まちづくり協議会において、工事中止中の対応について報告をした。3月9日の当委員会において、街路樹樹勢調査の結果報告を

行い、27日にもその詳細の報告をし、診断結果を踏まえ、できる限り移植することを説明した。

その後、街路樹の移植・更新へと方針変更し、5月16日には神保町連合町会長会議、5月23日には神田公園出張所管内の関係町会長へ、本日の委員会で配付している資料により整備工事の変更内容及び工事再開の説明をさせていただいた。そのときは、ともに街路樹の移植・更新、整備内容についての反対意見はなかった。その後、5月26日、当委員会において、地域への説明状況を報告し、8月のお盆過ぎには工事を再開する旨を報告した。その際、協議会の中での工事の説明をしてほしいという町会があったとの指摘があり、6月14日、神田猿樂町町会で同様の説明をしたところ、ここでも反対意見はなかった。工事の再開をするに当たって、改めてこの整備工事の必要性和街路樹の扱いについて丁寧に説明をし、理解を得たものと認識して、8月10日、工事再開のPR及び周知看板を設置して、現在に至っている。」との説明がありました。

その後、以下の質疑応答がありました。

「明大通りの工事は、地域が切望しているから進めるという区の説明だったはずが、今回プラタナスを残してくださいという陳情が出された。地域を挙げてという話は一体どうなったのか」との質問に対し、区から「神田駿河台地域まちづくり協議会において何度か協議され、了解された整備内容である。ただ、Ⅰ期工事の沿道の方々には、工事PR用紙をお配りして周知をしたが、Ⅱ期工事の沿道の方々については、工事の詳細が決まっていないため、周知していない」との答弁がありました。

「千代田区環境モデル都市に関して、「涼風の道」整備推進という、体感型地球温暖化対策の推進として、平成26年から30年までに道路の緑化による緑陰や、舗装方法の工夫などを合わせ、温暖化対策に資するとともに、ヒートアイランド対策の効果を実感できるルートを整備するという事業計画があったが、この涼風の道のことをきちんと認識し、議論してきたか」との質問に対し、区から「涼風の道の事業は、地域推進計画2015で計画化しているが、この明大通りについては、「涼風の道」と位置づけはしていない。涼風の道事業は、遮熱性舗装、街路樹の緑陰、ドライミスト等、さまざまな組み合わせにより、環境にも優しい、歩いて楽しい、快適に歩ける道をつくってほしいということで、地域推進計画に位置づけたものである。確かにモデル都市の事業として位置づけているが、今現在検討中であり、まだ具体の路線は確定していない。精力的に具体化に向けて検討させていただきたい」との答弁がありました。

「説明会の開催を求めている陳情が今回結果的に8件中5件あったが、なぜ開かれた場での説明会を開催しなかったのか。今後開く予定があるのか」との質問に対し、区から「説明責任を尽くすという観点からも、さまざまな手法をとっていききたいというふうを考えている。今回の件について、全く説明をしないというのではなく、区が地域の声を代弁した形で、納得いくまで時間をかけて説明をさせていただくのが、より妥当な姿ではないかという判断をさせていただいている」との答弁がありました。

「これだけの陳情が出ているということは、区の説明不足ではないか。公園の整備については、協議会を立ち上げるという一つのガイドラインができている。沿道の整備に

についても、このガイドラインの中に載せる必要があるのではないか。」との質問に対し、区から「参画と協働、さらには地域の合意形成の仕方も含めて、改善をさせていただきたい。また、明大通りという一つの沿道で、全体のまとまりを持った、愛される道になるような形の取り組みを早急に開始させていただきたいと考えている。また、神田駿河台地域まちづくり協議会という広い地域での協議会はあったが、この明大通りという線での協議会はなかったので、通り全体の協議会の立ち上げを検討したい」との答弁がありました。

「高齢化により、地域の方たちの掃除が非常に負担になってきた。学生を含めたボランティア体制をきちんとつくって、一緒に清掃活動や、道をよくしていくということについても、教育的な観点から、例えば環境を学ぶ子どもたちの指導にもなり、大学との連携、信頼関係を維持しながら、参画と協働による道づくり、まちづくりということについては、この陳情の趣旨に沿って、区はどのように考えるか」との質問に対し、区から「委員からの指摘も踏まえた形の取り組みを今後していきたい。地域の皆様方の理解と協力がなければできないので、機会を改めてご協力も含めてお願いをしていきたい」との答弁がありました。

「整備を急いでいる理由として、緊急性、安全性という2つの視点から答えてほしい」との質問に対し、区から「道路の現状として、昨年8月に工事が始まり、ガードパイプ、雨水の排水施設、雨水枡を撤去している。そして、敷地と歩道との間の境石、街路樹に手を付けるところの直前まで工事が進んで、ストップしている状況である。今の排水施設は道路側に拡幅する部分のところに移動しており、排水がままならない状況にある。また、当初は伐採の予定であったため、夏季剪定と冬季剪定、さらにもう1回の夏季剪定と、計3回剪定をしていない状況で、道路を管理する側としては、プラタナスの葉っぱが生い茂っている状況で、突風で倒れるおそれもあり、非常に芳しくない状況である。そのため、まずは、剪定をする必要がある。さらに、排水施設を構築するためには、プラタナスを移植しなければならない状況であり、なるべく早急に着手したいという考えである」との答弁がありました。

「危険を除去しなければならないということが事実であるとしても、危険の除去の仕方というのはほかにあるはずである。Ⅰ期工事のほうも、剪定して一旦軽量化しておいて、そこで考えるという方法もある。専門家の見識を参考にしながら、危険を取り除くという方法をきちっと判断したらどうか」という質問に対し、区から「工事がやりっ放しの状態である。プラタナスを移植させていただかないと、全く工事ができない状況にある。区が道路管理者であり、一定の危険が予見され、回避の可能性があるのであれば、道路の安全・安心、日々4万人近くの方が歩いている道路であり、そこで事故があれば大変な責任問題である。その危険は少しでも減らすという努力をしたい」との答弁がありました。

「区長が責任を持って環境配慮と言ったのだから、そこをどう守るのかというのは、樹木の問題と二律背反する。区長の考えを聞かせていただきたい。一番直近のところで区民代表である議員が聞けるのは、区長招集あいさつのときであり、このさまざまな意

見が出た中のことを踏まえ、そして沿道関係者への説明会を踏まえた形で、区長招集あいさつのときに考えを聞きたいが、可能か」との質問に対し、区から「区長に報告し、しかるべき対応をとりたい」との答弁がありました。

また、「区長の説明責任は当然である。地球温暖化対策条例5条の中で、千代田区の責務として、区の事務や事業に関し率先して温暖化対策に努めることとなっているが、事業者を指導しながら、最も吸収効果の高いものをこの千代田区から取り除こうとしている区長がみずからの言葉でその矛盾について語らない限りは、この再開はできないと思う。最高責任者である区長がどう判断してスタートし、今どう判断するのかという説明なしに再開するということとはあり得ない。時系列的に、きちっと説明責任を果たしていただきたい」との意見がありました。

「街路樹に関しては無過失責任であり、区が安全・安心にこだわるのはよくわかるし、陳情者の思いもよくわかる。車椅子の通行などバリアフリーがどれだけしっかりと担保されるのかということを含めて、周知がまだ足りていなかったのではないかと思う。テレビで「周知されたかどうかというのは受け手側への伝わり方の問題である」という話があったので、ホームページにしても区報にしても、ありとあらゆる媒体を使って周知の仕方を検討してはどうか」との質問に対し、区から「区広報紙だけでなく、さまざまなメディア、媒体を使った形での周知方法のあり方を検討したい」との答弁がありました。

質疑を終了し、委員会として、

- 1 環境モデル都市第2期行動計画にある「涼風の道」を平成30年度に予算化すること。
- 2 千代田区参画・協働ガイドラインに道路改修や街路樹についても加えること。
- 3 明大通りの関係者に説明会を行うこと。
- 4 第3回定例会区長招集挨拶に、明大通り改修工事について、住民、議会に対し、環境モデル都市や地球温暖化対策条例なども踏まえて説明すること。加えて、広報千代田やホームページ、ウェブなどを通じ、周知もあわせて行うこと。
- 5 明大通り沿道に、町会や大学関係者、ボランティアを含めた協議会のようなものをつくれるよう、行政が働きかけること。
- 6 明大通りの十分な安全・安心対策を行うこと。

以上の6項目に意見を集約して執行機関に対応を求めることとし、陳情審査を終了しました。

【担当】

千代田区議会事務局 議事主査 吉田

電話 03-5211-4296（直通）